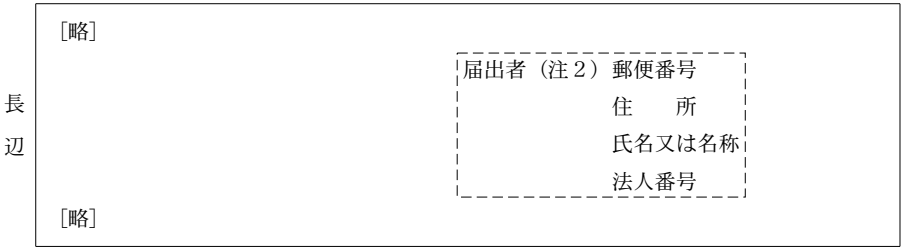
別表第十一号（第51条の10関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）



短　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

［注１　略］

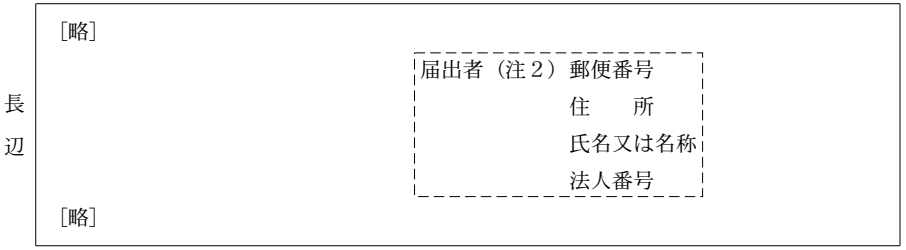
２　届出者の欄の記載は、次によること。

⑴　代理人による届出の場合は、届出を行う包括免許人に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載すること。

⑵　法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

［３～５　略］

別表第十一号の二（第51条の10の２の４、第51条の10の２の８関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）



短　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

［注１　略］

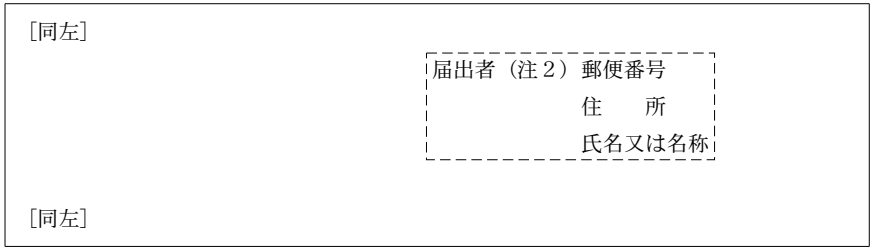
２　届出者の欄の記載は、次によること。

⑴　代理人による届出の場合は、届出を行う包括免許人に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載すること。

⑵　法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

［３～９　略］

別表第十一号（第51条の10関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）



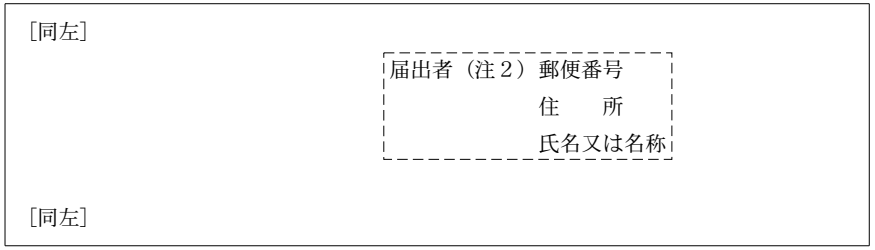
短　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

［注１　同左］

２　代理人による届出の場合は、届出を行う包括免許人に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載すること。

［３～５　同左］

別表第十一号の二（第51条の10の２の４、第51条の10の２の８関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）



短　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

［注１　同左］

２　代理人による届出の場合は、届出を行う包括免許人に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載すること。

［３～９　同左］